

年金あらかると

Q&A

(7)

Q

私は、自営業をしていて今年六十一歳になります。国民年金への加入が遅かったため、六十歳までに加入年数が一年三ヶ月足りなくて年金の受給資格がありません。これからでも国民年金に入ることができるでしょうか?

A

六十歳を過ぎても、六十五歳までは国民年金に任意加入できます。任意加入の手続きをして保険料を納付し、受給資格を満たしてください。

65歳までは

任意加入できます

国民年金は、二十歳から六十歳までの四十年間保険料を納付して六十五歳から満額の老齢基礎年金が支給される仕組みです

(昭和十六年四月一日以前に生まれた人は、下表の加入可能年数になります)。

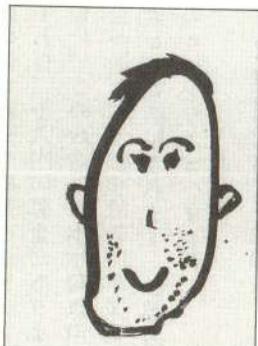
加入期間の確認は
いつでもできます

○過去に任意加入でできる期間があつたが加入しなかつた期間がある人

○受給資格期間は満たしているが、過去に保険料未納期間がある人

しかし、加入が遅れたり、保険料の未納期間や免除期間があったりした人は、年金を受ける権利を失つたり、未納や免除期間に応じて年金額が減額になります。任意加入することにより、

年金の受給資格期間に不安のある人は、六十歳になる前に加入期間についての確認をしておくことが必要です。加入期間等の確認はいつでもできます。市民課年金係(内線236)へお問い合わせください。



しばた まなちゃん
おりがみておひなさま
おってくれるよ。



はたざわ しょうくん
うみへつりにつれてつ
てくれるんだ。



いしかわ みかちゃん
おしごとでいつもおそ
くかえってくるの。

ちびっこギャラリー おとうさん

花岡幼稚園

加入可能年数と受給資格年数表

生年月日	加入可能年数	受給資格期間
大正15年4月2日から昭和2年4月1日までの間に生まれた人	25年	21年
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた人	26年	22年
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた人	27年	23年
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた人	28年	24年
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた人	29年	
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた人	30年	
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた人	31年	
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた人	32年	
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた人	33年	
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた人	34年	

クイズ広報 おおだてがヒント

▽問題題
①2年度の市のごみ処理費用は何万円?

②生ごみを家庭で処理できるよう市で貸与しているのは何?

③3年度に資源ごみ回収奨励金制度を利用して回収された資源ごみの量は何t?

④かつらとのぎくの利用料は1日いくら?

⑤4年4月の市の高齢者的人口比率は?

⑥5番目 ②10月21日~25日
③70トン ④7時

⑦中村久さん(芦田子)
ハガキに住所、氏名、年齢、性別、答え(例

。小池ヒサ子さん(住吉町)
。大湯恵子さん(通町)

。大島サエコさん(八坂町)
。桜井カツさん(天下町)

。※応募総数62、そのうち全問正解者は58人でした。

▽応募先
〒017 大館市字中城20番地
広報おおだてクイズ係
※全問正解者の中から、抽選で5人にオリジナルテレビホンカードを贈ります。

▽応募切り
11月10日(火) 当日消印有効